

武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等
導入事業公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

総務部総務契約課

1 目的

武蔵村山市（以下「市」という。）は令和4年9月に武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言を表明し、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け取組を進めている。

その取組の一つとして、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、市が所有する施設にEV急速充電設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業の名称

武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業

(2) 事業の内容

事業者は市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業の期間終了後の取扱いについては双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の現状復旧を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、武蔵村山市行政財産使用料条例（昭和50年武蔵村山市条例第16号）第2条及び第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

3 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

イ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 法人格を有し、本業務を円滑に実施できること。

(2) 次に掲げる事項の書類（発行から3か月以内のもの）を提出すること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 印鑑証明書

ウ 財務諸表

エ 法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 3(2)に規定するもののほか必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて、別に定めることとする。

4 日程

実施内容	実施期間
案件の公示（実施要領・仕様書・参加申込書等の公表・配布）	令和6年6月11日（火）～6月21日（金）
参加申込書提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和6年6月24日（月）
一次審査（書類審査）結果に関する説明期間	令和6年6月24日（月）～6月28日（金）
企画提案書受付期間	令和6年6月25日（火）～7月5日（金）午後5時まで

企画提案書に関する 質問期間	令和6年6月25日（火）～6月28日（金）午後5時まで
企画提案書に関する 質問への回答期限	令和6年7月2日（火）
二次審査（プレゼンテ ーション審査）	令和6年7月16日（火）
二次審査（プレゼンテ ーション審査）結果通 知	令和6年7月22日（月）
二次審査（プレゼンテ ーション審査）結果に 関する説明期間	令和6年7月22日（月）～7月25日（木）
契約の締結	令和6年9月中旬

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 3(2)の規定に掲げる書類一式

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

本実施要領「11 担当課」のとおりとする。

(4) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は「【事業者名】武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業（参加申込書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

6 第1次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第2号様式）を令和6年6月24日（月）午後5時までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果についての問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された事業者は、令和6年6月24日（月）～6月28日（金）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

書類提出後の差し替えは認めず、書類の返却はしない。

7 第1次審査通過事業者が提出する書類等

本実施要領及び仕様書に基づき作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提案書類

- ア 企画提案書届出書（第3号様式）
- イ 業務体制表（第4号様式）
- ウ 企画提案書（任意様式）

(2) 記載内容

企画提案書は、表1に掲げる項番の順に、同表に定める項目及び事項を記載して作成すること。

【表1】

項番	項目	事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項
2	本事業の実績	地方公共団体において電気自動車用急速充電設備等導入事業又はそれに類する事業等を行った実績内容
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）
4	事業工程表	本事業のスケジュール及び整備方針 国や都の補助事業を活用する場合は、その内容に関する事項 ※任意様式
5	提案内容	9(2)【表2】No.4～7の内容及び仕様書に掲げる内容についての具体的な提案

(3) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出先

本実施要領「1.1 担当課」のとおりとする。

(5) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は「【事業者名】武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業(企画提案書)」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

(6) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 指定する様式以外は任意であるが、A4版横向きとし、ページを付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とし、20ページ以内にまとめること。

エ 提出書類の差し替え、修正及び追加等は認めない。ただし、武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)から要請のあったものについてはこの限りではない。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに事業内容に係る内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 提出方法

別紙、「質疑照会書兼回答書(第5号様式)」に質問内容を記入の上、電子メールで送付すること。なお、質問書の提出回数は1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

イ 受付期間

令和6年6月24日(月)午前9時から

令和6年6月28日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出先

本実施要領「11 担当課」のとおりとする。

エ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和6年7月2日（火）までに参加申込のあった全事業者の担当者宛に電子メールにて送付する。

9 第2次審査（プレゼンテーション）

審査委員会において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本事業に適していると認められる業者を選定する。

(1) 審査方法

一次審査通過事業者を対象に、審査委員会において提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を行い、候補者を決定する。

ア 審査は表2に基づき行う。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人までとし、実際に事業を行う際に主として担当するものを出席させること。

ウ 実施時間は1事業者につき、説明20分、質疑応答20分の合計40分とする。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター等の必要機材については提案者が持参することとし、スクリーン及び電源（コンセント）については市が用意する。

オ プレゼンテーションは対面方式とし、リモート（オンライン）での参加方法は行わない。

カ 審査は個別で行い、非公開とする。

キ 開始時間、会場等の詳細は後日連絡する。

ク プレゼンテーションの内容は、事務局において録音することがある。

(2) 評価項目

審査基準は、表2のとおりとする。

【表2】

No.	審査項目	審査対象	詳細・着眼点	重点配分
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。	

2		業務実績	本委託と同等の導入実績があるか。	
3	業務 評価	事業スケジュール・整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるか。また、事業の実現可能性はあるか。 ・国や都の補助事業を活用する場合は、補助条件に適しているか。 ・EV充電設備等の整備方針等は明確かつ妥当性があるか。 	× 2
4		充電設備の規格・電気料金の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・EV充電設備の規格はCHAdeMO方式か。その他の方式を採用する場合は、メリット・デメリット等が明確に示されているか。 ・事業者にて電気料金の負担をすることとなっているか。 ・代替技術が主流となった場合や、本充電設備の利用が極端に減少した場合の対応方法が明確に示されているか。 	
5		利用料金及び利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明確で廉価なものとなっているか。 ・利用者が利用しやすい仕様となっているか。 	
6		維持管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法及び運営方法が具体的かつ市に負担を与えない内容となっているか。 ・EV充電設備の利用状況を管理できる仕様になっているか。市から照会があった場合は回答ができるか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、市施設の電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・トラブル等の緊急事態が発生したときの対応及び人員体制について明確かつ妥当性があるか。また、市に負担を与えない内容となっているか。 	× 2

7		独自提案	・事業者独自の視点で、本事業の内容に資する積極的な提案があるか。また、それが実現可能であるか。(例：①災害時の対応について、②利用料金等における市民とそれ以外の利用者との差別化についてなど)	× 2
---	--	------	---	-----

(3) 結果通知

審査の結果は令和6年7月22日(月)に電子メールにより第2次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書(第6号様式)により通知する。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。ただし、選定されなかった事業者は、令和6年7月22日(月)～7月25日(木)までの期間において、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

9 失格事項

参加事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為のあった場合

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加申込以降、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面(様式は任意)により担当課宛てに提出する。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製をする場合がある。
- (6) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20

号。以下「条例」という。)による公文書開示請求があった場合は、市が条例第8条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、全て開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示に当たって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報開示する場合もある。

1.1 担当課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市総務部総務契約課総務係

電話番号:042-565-1111

ファクシミリ番号:042-563-0793

メールアドレス:so-soumu@city.musashimurayama.lg.jp

1.2 添付資料

- (1) 第1号様式 参加申込書
- (2) 第2号様式 参加資格審査結果通知書
- (3) 第3号様式 企画提案届出書
- (4) 第4号様式 業務体制表
- (5) 第5号様式 質疑照会書兼回答書
- (6) 第6号様式 プロポーザル審査結果通知書
- (7) 武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル仕様書
- (8) 別図1 武蔵村山市役所来庁者用駐車場図面
- (9) 別図2 市民総合センター駐車場図面